

技術提案型総合評価落札方式による 村野浄水場 西系浄水施設更新工事 の発注について

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、企業団基幹浄水場の村野浄水場において、老朽化した西系浄水施設の沈澱池、急速ろ過池等の主要浄水施設を一括して更新するものである。

(2) 事業内容

【土木一式工事】

- ・ 構造物築造工事

沈澱池、中間ポンプ井、オゾン接触池、活性炭吸着池、急速ろ過池、高架水槽、共同溝

- ・ 配管工事

- ・ 既設構造物撤去工

【建築一式工事】

- ・ 建屋築造工事

中間ポンプ棟、各施設上屋

- ・ 建築付帯工事

機械、電気

- ・ 既設建屋撤去工

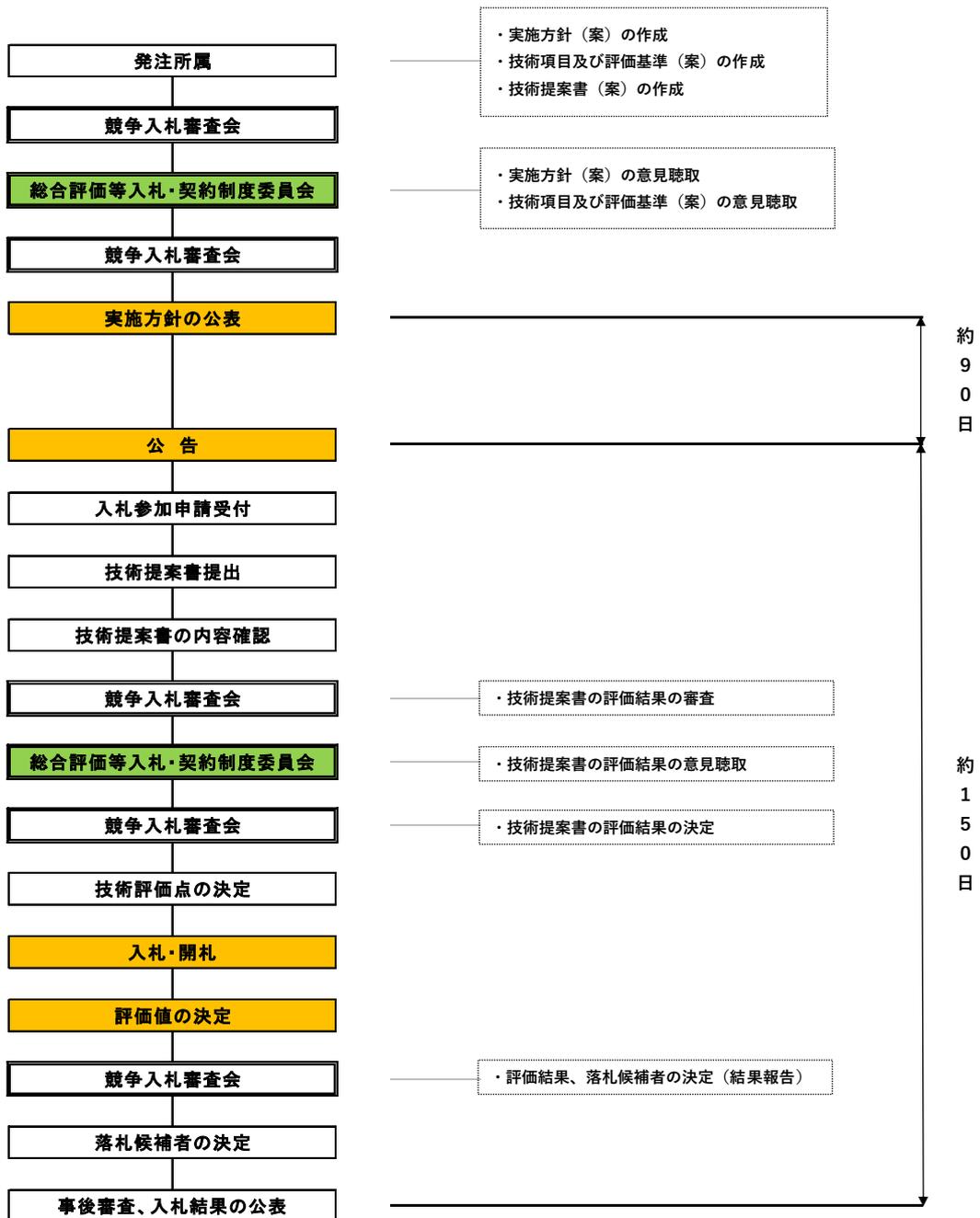
(3) 事業場所

枚方市村野高見台 7 番 2 号

(4) 事業期間

契約締結の日から令和 15 年 2 月 28 日まで

2 総合評価落札方式における手続の流れ



※ 公告時期は、令和6年3月を予定しているが、予算が大阪広域水道企業団議会で議決され、執行が可能となることにより行うものである。

3 入札参加資格

(1) 登録業種

「土木一式工事」及び「建築一式工事」

(2) 入札参加者の構成等

- ① 入札には特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という）のみが参加できるものとする。

- ② 特定JV代表者は、大阪府等級区分評点が「土木一式工事」1,900点以上、「建築一式工事」1,370点以上で、かつ出資比率が最大の者とする。
- ③ 特定JV構成員は、大阪府等級区分評点が「土木一式工事」1,150点以上、「建築一式工事」1,120点以上の者とする。
- ④ 構成員の組合せは3～5者とする。
※1者は府内業者（建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内にある者）とする。
- ⑤ 登録業種及び等級区分評点数の区分は、本事業の入札公告日の前月末日時点での令和5年度大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に基づくものとする。

4 施工実績等

(1) 施工実績

設定なし

(2) 配置技術者の経験

設定なし

5 審査及び評価

(1) 目的

本事業に関する課題等について、入札参加者から技術提案を募り、安全、品質確保の向上を期待するものである。

(2) 技術評価点

入札参加資格を満たす者全てに、基礎点（100点）を付与し、5（3）の加算点との合計点をもって技術評価点とする。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点（100点）} + \text{加算点（20点）}$$

(3) 加算点

評価項目を評価し、下表の範囲で加算点を付与する。

評価項目	配点
①安全に関する事項	8
②品質確保に関する事項	4
③騒音、振動及び粉塵対策に関する事項	4
④新技術の活用に関する事項	4
配点（合計）	20

技術評価項目、評価基準は、入札公告時に添付する入札説明書等に記載する。

(4) 減点

大阪府又は大阪広域水道企業団発注工事における過去1か年工事成績点において、70点未満を取得した場合、技術評価点を10点減ずる。

(5) 評価値

技術提案書の審査により、入札参加者に付与した「技術評価点」を入札価格で除した値（評価値）の大小をもって落札者の決定を行う。〈除算方式〉

技術評価点＝基礎点（100点）＋加算点（20点）

評価値＝技術評価点／入札価格×100,000,000

6 総合評価落札方式による落札候補者の決定

- (1) 入札価格が予定価格以下で失格基準価格以上の価格をもって入札した入札参加者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- (2) 評価値の最も高い入札参加者の入札金額が低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上であった場合には、低入札価格調査を実施したうえで落札候補者を決定する。
- (3) 評価値の最も高い者が同点で2者以上である場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。

7 その他

(1) 中立かつ公正な審査及び評価の確保

中立かつ公正な審査及び評価を行う観点から、評価委員会に諮り、学識経験者から意見聴取する。

(2) 情報公開

手続きの透明性及び公平性を確保するため、以下のとおり情報を公開する。

① 入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- a) 入札参加資格
- b) 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 得点配分
- c) 落札者の決定方法

② 落札者決定後

大阪広域水道企業団ホームページ等において、以下の事項を公表する。

- a) 入札参加者名（入札参加資格があると通知した者）
- b) 各入札参加者の入札価格
- c) 各入札参加者の技術評価点
- d) 各入札参加者の評価値

③ 技術提案の評価結果に対する質問

評価結果について質問事項がある場合は、入札公告及び入札説明書に定めるところにより、質問することができる。

本件の内容に関する質問は、公告後、電子入札公告に示す方法により願います。